

第 12 回
出雲地区合併協議会

会議資料

未来と古代が響き合う
日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成 15 年 10 月 24 日（金）午後 3 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	○常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花祺也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村楨江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介〔島根県立大学総合政策学部教授〕 吉原弘次〔島根県出雲総務事務所長〕		

会長、○ 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	森脇悦朗	多伎町地域振興課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整 1 班・2 班・3 班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整 1 班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整 2 班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整 3 班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総 務 班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整 1 班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整 2 班	原 康正	平田市	
調整 3 班	小村裕二	斐川町	

第 12 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 15 年 10 月 24 日（金）午後 3 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

（１） 報告事項

報告第 51 号 第 1 小委員会報告について

報告第 52 号 第 2 小委員会報告について

報告第 53 号 第 3 小委員会報告について

（２） 議案事項

議案第 79 号 新市建設計画（21 世紀出雲の國づくり計画）中間とりまとめ
について

議案第 80 号 合併の期日について

議案第 81 号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

（協議第 67 号）

議案第 82 号 一部事務組合等の取扱い（その 2）について

（協議第 68 号）

議案第 83 号 地域審議会の取扱いについて

（協議第 69 号）

議案第 84 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

（協議第 10 号 第 1 小委員会付託）

議案第 85 号 特別職の身分の取扱いについて

（協議第 70 号 第 1 小委員会付託）

- 議案第 86 号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて
（協議第 72 号 第 1 小委員会付託）
- 議案第 87 号 各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて
（協議第 18 号 第 1 小委員会付託）
- 議案第 88 号 各種事務事業（保育関係その 2）の取扱いについて
（協議第 73 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 89 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 2）の取扱いについて
（協議第 74 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 90 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 3）の取扱いについて
（協議第 75 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 42 号 各種事務事業（農林関係その 1）の取扱いについて【継続協議】
（協議第 22 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 43 号 各種事務事業（農林関係その 2）の取扱いについて【継続協議】
（協議第 35 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 91 号 各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについて
（協議第 76 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 92 号 各種事務事業（農林関係その 4）の取扱いについて
（協議第 77 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 93 号 各種事務事業（都市計画関係その 2）の取扱いについて
（協議第 78 号 第 3 小委員会付託）

（３） 協議事項

- 協議第 79 号 組織及び機構の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 80 号 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 81 号 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）

協議第 82 号	各種事務事業（保健事業関係その 3）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 83 号	各種事務事業（病院、診療所関係その 2）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 84 号	各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 85 号	各種事務事業（高齢者福祉関係その 2）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 86 号	各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 87 号	各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 88 号	各種事務事業（生涯学習関係その 2）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 89 号	各種事務事業（文化・スポーツ関係その 4）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 90 号	各種事務事業（文化・スポーツ関係その 5）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 91 号	各種事務事業（学校教育関係その 4）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 92 号	各種事務事業（学校教育関係その 5）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）
協議第 93 号	各種事務事業（農林関係その 5）の取扱いについて （第 3 小委員会付託）
協議第 94 号	各種事務事業（水産関係その 2）の取扱いについて （第 3 小委員会付託）
協議第 95 号	各種事務事業（建設関係その 3）の取扱いについて （第 3 小委員会付託）

4 その他

- ・ 21世紀出雲の國つくりシンポジウムについて

5 閉 会

協議会開催予定

第13回：平成15年10月31日（金）17:00～19:00 出雲ロイヤルホテル

協議会終了後 懇親会

第 12 回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第 12 回	大 社 町	斐 川 町
氏 名		

報告第 51 号

第 1 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 1 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 11 回
第 1 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 11 回 第 1 小委員会開催内容

- 1 . 日時 : 平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日 (金) 17:00 ~ 19:00
- 2 . 場所 : 出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
- 3 . 議題 :

(1) 合併協定項目 12 「特別職の身分の取扱いについて」

- ・新市発足時の農業委員会の委員の報酬を 2 市 5 町で最も高い斐川町の額にできないかとの意見があったが、他の特別職もすべて最高額にしないとバランスが取れなくなることもあり、出雲市の報酬審議会において一定の基準で審議された額に合わせるべきではないかとの意見が多く原案のとおりで承認された。また、その他条例で定める特別職の取扱いについて、調整時期について明確にすべきとの意見から一部修正し、承認された。

(2) 合併協定項目 24 「各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて」

- ・広報紙の発行について、住民が望む情報提供のあり方を見直し、発行回数を含めもっと合理的にできないかとの意見も合ったが、新市において検討することで原案のとおりで良い旨の確認がなされた。

(3) 合併協定項目 24 「各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて」

- ・現段階において、一定の行政改革に関する方向性を示すべきとの意見から保留となっていたが、新市まちづくり大綱に掲げる地方分権時代に対応するまちづくりの 4 点を行政改革の一定の方針として明確にすることで承認された。

(4) 合併協定項目 11 「一般職の職員の身分の取扱いについて」

- ・職員定数について、10 年間で 265 名削減する定員計画を策定し適正化を図ること、給与制度について、国家公務員の基準に照らし合併時に調整・統一することを原案修正し承認された。

(5) 新市建設計画について

新市建設計画について協議を行い、次のような意見があった。

- ・新市は、長い海岸線を抱え、漁業資源も豊富であることから漁業振興について新市の重要な事業として取り上げてもらいたい。
- ・起債制限比率が前回の推計より低下している。前回並みの比率になっても良いので特例債の発行を増やして、普通建設事業費を増加できないか。

報告第 52 号

第 2 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 2 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 11 回
第 2 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 11 回 第 2 小委員会開催内容

1 . 日時 : 平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日 (金) 10:00 ~ 12:00

2 . 場所 : 出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室

3 . 議題 :

(1) 合併協定項目 24 「各種事務事業 (保育関係その 2) の取扱いについて」

- ・調整要旨の説明を受け、施設や運営の状況などについて質疑を行い、協議を行った結果、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

(2) 合併協定項目 24 「各種事務事業 (文化・スポーツ関係その 2) の取扱いについて」

- ・施設使用料については、これまで文化的活動ではあるが体育館を無料で利用できた団体もあり、減免制度を検討する上で考慮してほしいなどの意見があり、協議を行った結果、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

(3) 合併協定項目 24 「各種事務事業 (文化・スポーツ関係その 3) の取扱いについて」

- ・地域の文化活動等の伝統的イベント等は、伝統文化の伝承の観点から、新市においても引き続き補助制度を残してほしいなどの意見があり、協議を行った結果、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

(4) 新市建設計画について

新市建設計画について協議を行い、次のような意見があった。

- ・主要施策「交通・物流の中核交流都市の建設」の中で、中心部への 30 分以内のアクセスの実現が記載されているが、これは、難しいのではないのか。むしろ、40 分程度が妥当ではないのか。
- ・主要施策「健康の増進と高度な医療・福祉サービスの提供」の中で、高齢者が地域社会の中で生き生きと暮らせる環境整備について記載されているが、これに果たす N P O の役割は大きいと考える。よって、「N P O との協働」も盛り込んで頂きたい。

報告第 53 号

第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 13 回
第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 13 回 第 3 小委員会開催内容

1 . 日時 : 平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日 (金) 15:00 ~ 17:00

2 . 場所 : 出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室

3 . 議題 :

(1) 合併協定項目 24 「各種事務事業 (農林関係その 3) の取扱いについて」

- ・斐川町の委員から、調整方針に、「新市において調整する」や「現行のとおり引き継ぐ」などの表現があるが、合併後、どのように取り扱われるのか依然として不安が残る。特に農業公社の取り扱いについて、合併後の存続に懸念があるとの意見があったが、他の委員の原案のとおりでよいとの意見が大勢を占め、原案のとおり確認がなされた。

(2) 合併協定項目 24 「各種事務事業 (農林関係その 4) の取扱いについて」

- ・林業関係事業について事務局より説明を受け協議した結果、原案のとおりでよい旨の確認がなされた。

(3) 合併協定項目 24 「各種事務事業 (都市計画関係その 2) の取扱いについて」

- ・公園施設及び市営駐車場等使用料については、原案のとおりでよい旨の確認がなされた。

(4) 新市建設計画について

新市建設計画について協議を行い、次のような意見があった。

- ・主要施策「山陰をリードする産業拠点機能の充実」の中に漁業振興への記述が不足していると考える。ここに、栽培漁業の推進、漁場の整備などの記述を追加して頂きたい。

議案第 79 号

新市建設計画(2 1 世紀出雲の國づくり計画)中間とりまとめについて、
次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

新市建設計画（21 世紀出雲の國づくり計画）中間とりまとめについて

新市建設計画（21 世紀出雲の國づくり計画）中間とりまとめを策定した
ので、別冊のとおり確認する。

議案第 80 号

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

合併の期日について

合併協定項目 2 . 合併の期日については、次のとおりとする。

合併の期日は、平成 1 7 年 1 月 日とする。

協定項目	2	合併の期日について
調整方針	合併の期日は、平成 17 年 1 月とし、具体的な日付については、この協議会の協議の進捗状況や、合併に向けた体制整備の状況などを踏まえながら、別途定めることとする。 (H15.1.31 第 2 回出雲地区合併協議会協議第 2 号)	
任意協議会での協議結果	合併の期日について 平成 17 年 1 月とする。 合併特例法の効力は、平成 17 年 3 月末までであるが、以下の理由により上記の期日とする。 ・ 年度変わりは、住民の転出入が多くなるなど社会全般において大きな変動が生じる時期であり、合併による社会生活への影響が懸念される。 ・ 年度変わりは、納入・支払い等が集中し、会計処理に混乱が生じるおそれがある。	
留意事項	1. 住民生活への影響等住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない期日を想定して定める必要がある。 2. 公的行事との関係、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断する必要がある。 3. 合併するためには、市町村の議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、総務大臣の官報告示など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を考慮して合併の期日を定める必要がある。 4. 年度途中に合併する場合、旧市町は打ち切り決算となり、出納整理期間がない中で支払い事務や決算事務を行うため事務量が多くなる。また、新市の暫定予算の編成などの期間を考慮する必要がある。 5. 新市発足後、50 日以内に設置選挙を行う必要がある。また、設置選挙後の初議会においては、多数の議決案件（人事案件、新年度予算、条例等）が予定されることから、初議会へ向けてある程度の体制整備期間が必要となる。	

□ 平成17年1月中を合併期日として予定している協議会

(平成15年10月現在)

期 日	都道府県名	新市名	合併協議会名
平成17年1月1日(土)	青森県	八戸市(編)	八戸地域合併協議会
	栃木県	那須塩原市(新) 〇〇市(新)	黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
	埼玉県	飯能市(編)	飯能市・名栗村合併協議会
	新潟県	〇〇市(編)	上越地域合併協議会
	福井県	南越前町(新)	南条郡合併協議会
	三重県	松阪市(新)	松阪地方合併協議会
	和歌山県	〇〇町(新)	串本町古座町古座川町合併協議会
	徳島県	美馬市(新)	美馬郡東部・北部合併協議会
	香川県	〇〇市(新)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会
	愛媛県	大洲市(新) 〇〇市(新) 砥部町(新)	大洲喜多合併協議会 伊予地区合併協議会 砥部町・広田村合併協議会
	高知県	高知市(編)	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会
	長崎県	〇〇市(新) 西海市(新)	西彼中部三町合併協議会 西彼北部地域合併協議会
	熊本県	〇〇市(新) 芦北町(新)	宇土・富合合併協議会 田浦町・芦北町合併協議会
	大分県	〇〇市(新)	臼杵市・野津町合併協議会
	鹿児島県	〇〇市(新) 〇〇市(新) 〇〇市(新) 〇〇市(新) 〇〇町(新)	大隈中央法定協議会 指宿地区4市町合併協議会 曽於南部合併協議会 肝属東部合併協議会 沖永良部・与論地域合併協議会
平成17年1月4日(火)	長崎県	長崎市(編)	長崎地域合併協議会
平成17年1月11日(火)	秋田県	秋田市(編)	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会
	愛知県	〇〇市(新)	西春日井6町合併協議会
	鹿児島県	さつま町(新)	薩摩東部地区合併協議会
平成17年1月15日(土)	熊本県	天草市(新) 〇〇市(新) 宇城市(新)	天草合併協議会 鹿本地域合併協議会 宇城西部五町合併協議会
平成17年1月16日(日)	熊本県	八代市(新)	八代地域市町村合併協議会
平成17年1月17日(月)	熊本県	〇〇市(新)	玉名地域一市八町合併協議会

□ 県内の状況

期 日	新市名	合併協議会名
平成16年10月1日(金)	安来市(新)	安来市・広瀬町・伯太町合併協議会
	江津市(編)	江津市・桜江町合併協議会
	三郷町(新)	邑南三町村合併協議会
	〇〇町(新)	隠岐島後町村合併協議会
平成16年11月1日(月)	益田市(編)	益田市・美都町・匹見町合併協議会
	雲南市(新)	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会

(編)は編入合併、(新)は新設合併

議案第 81 号

町、字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

町、字の区域及び名称の取扱いについて（協議第 67 号）

合併協定項目 5 . 町、字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。

1 町の区域

町の区域については、出雲市及び平田市は、現在の町を新市の町の区域とし、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、現在の大字を新市の町の区域とする。

2 町の名称

町の名称については、次のとおりとする。

- (1) 出雲市は、現行のとおりとする。
- (2) 平田市は、町名の「町」を削除し、その前に「平田町」を挿入する。
- (3) 斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、現在の町名を残し、「大字」を削除する。

議案第 82 号

一部事務組合等の取扱い（その２）について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

一部事務組合等の取扱い（その２）について（協議第 68 号）

合併協定項目 14 . 一部事務組合等の取扱い（その２）については、次のとおりとする。

- 1 斐川町宍道町水道企業団、宍道町斐川町環境衛生組合
斐川町宍道町水道企業団及び宍道町斐川町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 2 島根県市町村総合事務組合、島根県市民交通災害共済組合
島根県市町村総合事務組合及び島根県市民交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 3 土地開発公社
(1) 2 市 4 町の土地開発公社のうち 1 つの土地開発公社を存続し、それ以外の 5 つの土地開発公社は、合併の期日までに解散する。
(2) 解散する 5 つの土地開発公社の所有する財産、債務は、存続する 1 つの土地開発公社に引き継ぐものとする。
(3) 存続する 1 つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。
(4) 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時まで調整する。

議案第 83 号

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

地域審議会の取扱いについて（協議第 69 号）

合併協定項目 1 7 . 地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 現在の 2 市 5 町の区域にそれぞれ、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 各地区の地域審議会の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定める。

別紙

地域審議会の設置に関する事項

1 目的・設置

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、新市の施策に対し、住民の声を直接反映させ、きめ細やかな行政サービスを展開するため、出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域（以下「関係区域」という。）ごとに、それぞれ出雲地域審議会、平田地域審議会、斐川地域審議会、佐田地域審議会、多伎地域審議会、湖陵地域審議会及び大社地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

2 設置期間

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 所掌事務

地域審議会は、関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議答申し、又は必要と認められる事項につき市長に意見を述べるものとする。この場合において、市長及び地域審議会は互いに誠意をもってこれに対応するものとする。

- （１）21 世紀出雲の國づくり計画（新市建設計画）の執行状況に関する事項
- （２）21 世紀出雲の國づくり計画（新市建設計画）の変更に関する事項
- （３）当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用
- （４）当該地域においてのみ行われる事務・事業
- （５）当該地域に特別に利害関係のある事務・事業
- （６）公共施設の配置、管理運営
- （７）住民生活に密着した福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況
- （８）その他市長が必要と認める事項

4 組織

- （１）地域審議会は、委員 15 名以内で組織する。
- （２）委員は、関係区域に住所を有する者から、市長が委嘱する。

5 任期

- （１）委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （２）委員は、再任することができる。

別紙

6 会長及び副会長

- (1) 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

7 会議

- (1) 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。
- (2) 会長は、会議の議長となる。
- (3) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 議長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 庶務

地域審議会の庶務は、本庁及び支所の地域振興を担当する部門において処理する。

9 その他の必要事項

この協議に定めるもののほか、地域審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 84 号

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

一般職の職員の身分の取扱いについて

(協議第 10 号 第 1 小委員会付託)

合併協定項目 1 1 . 一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 2 市 5 町、出雲市外 6 市町広域事務組合、出雲市外 4 町広域消防組合、出雲市外 3 市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、10 年間で 265 人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。
- 4 給与制度については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から国家公務員の基準に照らし合併時に調整・統一するものとする。

議案第 85 号

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

特別職の身分の取扱いについて（協議第 70 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 1 2 . 特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。新市発足時の給料は、出雲市の額とする。
- 2 新市の市長が選出されるまでの間の市長の職務執行者及びその報酬については、2 市 5 町の市長、町長が合併時までに別に協議して定める。
- 3 市議会議員及び農業委員会の委員の新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。
- 4 行政委員会（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）の委員数、任期等については、各法令の定めるところによる。新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。
- 5 その他の条例で定める特別職については、次のとおり取り扱うものとする。
 - （ 1 ） 2 市 5 町に設置されていて、新市においても引き続き設置する必要があるものは、合併時に統合する。
 - （ 2 ） 1 市町又は数市町にのみ設置されていて、新市においても引き続き設置する必要があるものは、合併時に調整する。
 - （ 3 ） 委員数、任期、報酬額等は現行の制度及び同規模自治体の例をもとに調整する。

- 6 特別職の給料及び報酬については、新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置し、現行給料、報酬額及び同規模自治体の例を基に定め、給与、報酬の適正化に努めるものとする。

議案第 86 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて
（協議第 72 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 広報紙の発行

広報紙は、毎月 2 回発行する。なお、発行日及び配布方法については、合併時まで調整する。

2 広報広聴事業

広報事業については、広報紙、ホームページをはじめ、テレビや新聞、有線放送や防災行政無線などの媒体を利用し、実施する。広聴事業については、地区懇談会の開催や、電子メール、手紙、ファクシミリなどのさまざまな手段を活用し、実施する。

議案第 87 号

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて
（協議第 18 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 行政改革大綱

2 市 5 町の行政改革の取り組みや合併協議を踏まえつつ、新市において、合併効果を早期に発揮できるよう、別紙の「新市における行政改革の推進の考え方」に基づき、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

新市における行政改革の推進の考え方

新市まちづくり大綱に掲げる、次の視点で新市における行政改革を推進し、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

- ◆ 自己決定・自己責任を基本として、多様化、高度化するニーズ、新たな行政需要に機動的、弾力的に対応できる行財政運営に努める。
- ◆ 行政組織のスリム化、人員の適正化、事務事業の見直し、民間委託など徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進める。
- ◆ 歳出全般にわたる徹底した削減と限られた財源の重点配分に努めるとともに、行政サービス水準の明確化を図り、適正な受益と負担の関係を確立する。
- ◆ 総合的かつ個性的な施策・事業を展開し、定住・交流人口の増加、地域経済・産業の発展により財政基盤の強化を図る。

行政改革大綱策定にあたっては、上記の視点や新市建設計画をはじめとする合併協定項目の調整方針に従い策定することとし、新市において次の行政改革方針について取り組んでいくものとする。

【行政改革方針】

- 行政の効率化
 - 1．事務事業の見直し
 - 2．時代に即応した組織・機構の見直し
 - 3．民間委託の推進
 - 4．公共施設の効率的な管理運営
 - 5．外郭団体の見直し
- 人材育成・定員管理の推進と給与の適正化
 - 1．適正な定員管理の推進
 - 2．給与等の適正化
 - 3．人材育成の基本方針の策定
 - 4．職員研修の充実
- 情報化の推進
 - 1．情報化施策の推進
 - 2．庁内情報基盤等の整備
 - 3．情報リテラシー（情報活用能力）の向上
- 財政運営の健全化
 - 1．財政運営の健全化
 - 2．補助金・負担金の整理合理化
 - 3．使用料・手数料等の適正化

議案第 88 号

各種事務事業（保育関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保育関係その２）の取扱いについて
（協議第 73 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（保育関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 私立認可保育所運営費助成

（１）私立認可保育所運営費補助金

保育所運営の円滑化のため、出雲市の制度を参考とし、補助額の算定については、各園一律 24,000 円に 1 月初日在所児童数を掛けた額を補助する方向で合併までに調整する。

法人に対する助成は、行わない。

（２）私立認可保育所看護師配置費補助金

乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、出雲市の例により合併までに調整する。

2 法定外保育施設運営費助成

国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、出雲市の例により合併までに調整する。

議案第 89 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その２）の取扱いについて
（協議第 74 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（文化・スポーツ関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社会体育施設管理運営

次の方針に基づき、合併時から別紙に定める社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表のとおり統一する。

- （１）供用時間は類似施設毎に原則同一とし、申請方法等その他の運営基準については可能な限り統一する。また、運営情報のネットワーク化によって住民の利便を図る。
- （２）地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。
- （３）管理運営主体が異なる場合も施設運営基準は調整し、均衡を図る。
- （４）学校体育施設の地域開放を積極的に推進する。

2 社会体育施設使用料

次の方針に基づき、合併時から別紙に定める社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表のとおり統一する。

- (1) 施設使用料は、受益者負担を原則とし、施設用途・規模別・当該施設の状態などを基準に、類似施設とのバランスを考慮した基本使用料を設定する。ただし、類似施設がないものについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (2) 減免制度は、地域における社会体育振興等に寄与する公益的な利用目的・対象に限定し、その運用基準(適用範囲・減免率等)を明確にした制度とする。
- (3) 管理運営主体が異なる場合も使用料基準は調整し、均衡を図る。

3 スポーツ大型イベント事業

従来各イベントが果たしてきた役割や歴史・参加者の期待を考慮し、新市移行後も当面は従来どおり開催を継続する。

将来的には、新市事業としての目的を明確にし、主催・共催の区分並びに類似イベント等の整理を図ることが必要であり、新市移行後の開催を通じて、開催時期並びに運営体制等を検討・調整する。

区分	項目	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途					野 球 場
	施設区分	体育館 (1,300㎡以上)	体育館 (660㎡～1,299㎡)	体育館 (659㎡以下)	野球場 (10,000㎡以上)	野球場 (9,999㎡以下)
	施設概要	正規のバスケットボールコートが2面とれる、観覧席等の付帯施設を有し、県レベルの大会等が開催できる。	正規のバスケットボールコートが1面・バレーボールコートが2面とれる 地域規模の大会等が開催できる。	バレーボールコートを2面とることが困難。	公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンド等が整備された施設	公式戦の開催が困難な施設
	対象施設	斐川町立第1体育館(1,320㎡) 平田市立体育館(1,355㎡)	斐川町立第2体育館(1,036㎡) 斐川勤労者体育館(7クワイーひかわ・1,205㎡) 湖陵勤労者体育センター(906㎡) 佐田町体育館(989㎡) 出雲市体育館(877㎡) サン・アビリティーズいずも(735㎡) 多伎町体育館(1,050㎡)	出雲市西部体育館(638㎡) 多伎勤労者体育センター(628㎡)	平田市民球場 斐川公園(野球場) 湖陵総合公園(野球場)	穂原運動広場 平成スポーツ公園野球場
	営業日等	休館日		年中無休		
年間計画 利用調整	開館時間		8:30 ～ 22:00		8:30 ～ 日没 ～ 9:00 ～ 22:00	
	利用可能時間		9:00 ～ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)		8:30 ～ 日没 ～ 9:00 ～ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)	
	利用調整の要否					
	利用調整の対象			要		
申請方法	申請方法			下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの 予約(電話可) 申請書の提出		
	受付期間			一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法			申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料 (占用の場合)	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,500 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,000 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 500 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料 1,500 円 / 時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料 1,000 円 / 時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税
			個人利用の場合 100 円 / 時間 (但し、運営上可能な施設に限る。)			
	備品使用料			無 料		
減免制度	減免制度		新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他首長が認めるもの(全額・半額免除)	1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもとまれ、たものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)		
運営形態	管理運営主体 (想定)			地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

別紙

区分	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途		テニスコート		
	施設区分	野球場	クレート等		
	施設概要	施設の不足で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	オムニコート	クレート等であるが、比較的施設が良好で使用料の徴収に耐えられる施設	照明施設を有し、夜間利用が可能な施設 (照明施設を有するもの)
	対象施設	斐伊川河川敷公園野球場	平成スポーツ公園(テニスコート) 真幸ヶ丘公園(テニスコート) 斐川公園(テニスコート・オムニ2面) 湖陵総合公園(テニスコート)	斐川公園(テニスコート・クレート2面)	大社町民運動場(テニスコート) 平田市民テニスコート 愛宕山庭球場 多岐町テニスコート 一の谷公園(テニスコート) 佐田町運動場(テニスコート)
	営業日等	休館日	年中無休		
年間計画 利用調整	開館時間		8:30 ~ 日没 ~ 9:00 ~ 22:00		
	利用可能時間		8:30 ~ 日没 ~ 9:00 ~ 22:00 (原則：大会等の場合は別途対応)		
	利用調整の可否		要		
	調整対象		下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの		
申請方法	申請方法		予約(電話可) 申請書の提出		
	受付期間		一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法		申請時又は使用日まで前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料 無料	基本使用料(1面) 一般 400円/時間 高校生 300円/時間 中学生以下 200円/時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料(1面) 無料 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 消費税は内税	基本使用料 500円/時間 照明使用料 (現単価) 円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税
	備品使用料	無 料			
減免制度	減免制度	新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他首長が認めるもの(全額・半額免除)			
	減免制度	1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ、たものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)			
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。			

区分	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	多目的広場		
	施設区分	多目的広場	グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場
	施設概要	(照明施設は有しないが施設的に良好なもの) 照明施設を有せず夜間利用ができないが、比較的 良好な施設で使用料の徴収に前えられる施設	多目的広場 (施設の整備・拡充が必要なもの) 施設のに不十分で、現時点では使用料の徴収 に前えられない施設	ターゲットバードゴルフ場 による使用を主とする広場
	対象施設	斐川公園(多目的広場) 斐川公園(多目的広場) 湖陵総合公園(多目的広場) 平田中央スポーツ公園(多目的広場) (平田中央スポーツ公園多目的グラウンド 使用の併用) 北神立河川公園 久木健康広場 出西河川公園 一の谷公園(自由広場) 南部ふるさと広場(多目的広場) わかあゆの里(多目的広場) 朝山森林公園 斐川公園(自由広場) 斐伊川河川敷公園 大社町民運動場 多伎町多目的運動場	南部ふるさと広場(グラウンドゴルフ場) 平成スポーツ公園(グラウンドゴルフ場) わかあゆの里(グラウンドゴルフ場) 多伎町シーサイド運動公園	斐伊川河川敷公園ターゲットバードゴルフ場 湖陵運動広場 平成スポーツ公園(ターゲートボール場) 真幸り丘公園(ターゲートボール場) 南部福祉センター(交流センターゲートボール 場) 斐伊川河川敷公園ターゲートボール場 多伎町ふれあい広場
営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	8:30 ~ 日没 ・ 9:00 ~ 22:00		
年間計画 利用調整	利用可能時間	8:30 ~ 日没 ・ 9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)		
	利用調整の要否	要		
申請方法	調整対象	下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの		
	申請方法	予約(電話可) 申請書の提出		
受付期間	受付期間	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法	申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料 500 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税	基本使用料 無料 ・照明ありの場合 100 円 / 時間 ・照明なしの場合 無料 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税	申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行 基本使用料(1面) ・屋根つきの場合 250 円 / 時間 ・照明ありの場合 100 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税
	備品使用料	無 料		
減免制度	減免制度	新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他首長が認めるもの(全額・半額免除)		
	減免制度	1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)		
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

区分	項目	項目	項目	項目	その他の特定施設	
基本事項	施設用途	ボール	武道場		陸上競技場・スケート場・水上スポーツ施設ほか	
	施設区分	ボール	相撲場	弓道場		
	施設概要				地域内に類似する施設が無く特定の用途に供される施設。若しくは多様な機能等を有する広域的施設等	
	対象施設	平田市民プール 出雲市営プール	一の谷公園相撲場 愛宕山相撲場	一の谷公園弓道場 佐田町運動場(弓道場)	サンアビリティーズいすも 柔道場	
営業日等	休日	9/1～6/30	年中無休			
	開館時間	9:00～19:00	9:00～22:00		現行どおり	
	利用可能時間	9:00～19:00	9:00～22:00		現行どおり	
	利用調整の要否	要			現行どおり	
年間計画 利用調整	調整対象	下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの			現行どおり	
	申請方法	予約(電話可) 申請書の提出				現行どおり
使用料	受付期間	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。	随時	随時	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。	
	使用料納付方法	申請時又は使用日まで以前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行			申請時又は使用日まで以前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行	
	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料(1回) 大人 300円・高校生 150円 中学生以下 100円・入場者 100円 団体使用(20人以上)の場合、2割引 占用使用 3,000円/時間 消費税は内税	基本使用料 無料		使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 300円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税	
	備品使用料	無 料				現行どおり
運営形態	減免制度	新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他首長が認めるもの(全額・半額免除)				現行どおり
	管理運営主体 (想定)	1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)				出雲市 → NPO法人 出雲スポーツ振興21 平田市 → 財団法人 平田市体育・公園・文化振興財団

議案第 90 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その３）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その３）の取扱いについて
（協議第 75 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業（文化・スポーツ関係その３）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 文化事業補助金等
文化事業の補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後において調整する。
- 2 文化イベント
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 文化交流事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 42 号

各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて【継続協議】
（協議第 22 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 2 市 5 町の現行の地域農業マスタープランについては、平成 16 年度までのプランであり、平成 17 年度以降事業が延長される場合には、平成 17 年 3 月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。
- 2 地域農業の推進体制については、地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。
- 3 農業振興地域整備計画については、合併後に予想される県の基本方針の変更にに基づき、速やかに策定する。
農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。
除外申請受付については、年 2 回、2 月と 8 月とし、受付期間は、それぞれ 1 ヶ月間とする。
新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し、委員構成は、議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、斐川町農協等 2 市 5 町の現在の構成を踏まえて構成する。
- 4 農地の集積・流動化については、新市において調整し基本方針を定める。推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。
また、農業委員会との連携を強化しながら流動化を進めるよう、市が

積極的に施策を展開する。

農地流動化奨励補助金については、国・県の動向を踏まえ新たな制度を定める。

- 5 農業経営基盤強化促進基本構想については、県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。
- 6 新規就農者及び農業後継者の育成・支援については、斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。
- 7 認定農業者の認定基準については、国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな基準を定める。
- 8 農業法人・集落営農組織の育成・支援体制については、新市において再編する。

議案第 43 号

各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについて【継続協議】
（協議第 35 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 水田農業の振興

水田農業の推進及び米の生産調整に関する基本的方針及び支援策等については、平成 15 年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引き継ぐ。この場合、２つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。

2 がんばる島根農林総合事業上乘せ補助

新市に移行後、２市５町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。

3 地産地消の推進事業

米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、施策を検討する中で推進を図る。

4 食のまちづくり計画

当面現行のとおりに引き継ぎ、合併後、新市で条例化を含め「食のまちづくり」について検討する。

5 バイオマス利活用対策

各市町の現在の取り組みを新市に引き継ぎ、合併後、バイオマス利活用のあり方、その具体策等を検討する中で推進を図る。

6 特産物の振興

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度に、地域の特産物を振興
発展させる支援策を新たに制度化する。

7 野菜の価格補償制度

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度に新たに制度化する。

議案第 91 号

各種事務事業（農林関係その３）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その３）の取扱いについて
（協議第 76 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（農林関係その３）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市町単独利子補給制度
斐川町新規就農促進支援事業に伴う利子補給制度を基本に、新市において速やかに制度化する。
- 2 農林水産イベント
出雲市の出雲「花と緑」総合フェスティバル及び斐川町農業フェスティバルについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 農業公社
斐川町農業公社及びグリーンサポート斐川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 地域農業支援センター
平田市地域農業支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 5 結婚相談所助成
いずも農協及び斐川町農協の各結婚相談所への助成制度については、新市に引き継ぐ。
- 6 畜産振興事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度において、地域の実情や取り組みの状況を考慮し、新たに制度化する。

7 家畜排泄物処理活用対策

佐田町堆肥センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。家畜排泄物の処理活用については、合併後新市で方針を策定する。

8 代替水源対策

現行のとおり新市に引き継ぐ。

9 土地改良区

土地改良区については、現行のとおりとし、合併後、将来の統合に向けて検討する。

各市町の土地改良区事務運営補助金については、新市に引き継ぎ、合併後調整する。斐川町の特別賦課事務補助金は、同事務終了まで継続する。

10 農林関係事業受益者分担金

(1) 新市の分担金は、平成 17 年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成 16 年度以前に事業採択されたものについては、現行のとおりとする。また、穴道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。

(2) 新市においては、公共性の高い、農道（ほ場整備時の支線的農道を除く。）排水路（ほ場整備時の支線的排水路を除く。）幹線用水路及びため池の整備については、分担金を徴収しない。

(3) 県営土地改良事業及び県単県営緊急地すべり対策事業に伴う受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の 3 分の 1 とする。なお、県単県営緊急地すべり対策事業については、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

(4) 市営土地改良事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の 3 分の 1 とする。

(5) 農地・農業用施設災害復旧事業のうち、農地の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、中山間地域にあっては、事業費の 4 % とし、中山間地域以外の地域にあっては、事業費から国・県の補助金を控除した額の 2 分の 1 とする。また、農業用施設の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、徴収しない。

(6) 林地崩壊防止事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の 2 分の 1 とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

(7) 緊急・軽微な修繕については、予算の範囲内で修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上料支給を実施する。

議案第 92 号

各種事務事業（農林関係その４）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その４）の取扱いについて

（協議第 77 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（農林関係その４）の取扱いのうち、林業関係事業については、次のとおりとする。

1 森林整備計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において総合調整を図り、新たな森林整備計画を策定する。

2 斐伊川水系水源の森づくり森林整備協定

森林整備協定の目標面積は、新市に引き継ぐとともに、相互交流事業についても、新市に引き継ぐ。

3 林業振興事業

出雲ふるさとの森再生事業については、新市に引き継ぐ。

利用間伐促進奨励事業については、新市に引き継ぎ、出雲市、佐田町及び多伎町の例により新市で新たに制度化する。

4 森林病虫害防除

松くい虫防除の空中散布及び伐倒駆除については、新市に引き継ぎ、新市において事業計画や実施方法などを調整する。

5 分収造林

市行・町行造林、公社造林及び官行・公団・県行造林事業については、各市町の契約を現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 森林整備地域活動支援交付金制度

現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、対象となる森林については、

新市において調整する。

7 林業後継者対策

緑の担い手育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

グリーンマイスター養成研修受講者手当助成については、出雲市及び佐田町の例により統一する。

8 樹医制度

現行の出雲市樹医制度を、新市に引き継ぐ。

9 作業道整備

作業道の開設補助及び維持管理体制については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。

10 有害鳥獣被害対策

被害防除施設の助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度化する。

11 森林公園

森林公園の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 93 号

各種事務事業（都市計画関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（都市計画関係その２）の取扱いについて
（協議第 78 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（都市計画関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 公園使用料及び占用料

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公園内にあるスポーツ施設使用料については、合併時に、地域内の類似施設間の均衡が図られるよう使用料を調整する。

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の占用料については、合併時に道路占用料と同額の金額を採用している出雲市の例により統一する。

2 出雲市営駐車場及び駐輪場

現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第 79 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

組織及び機構の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 7 . 組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

新市における組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき構築する。

《新市における組織・機構の基本方針》

1 総括方針

- (1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
- (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
- (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
- (4) 市民の声を適正に反映することができる組織、機構
- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構

2 段階的整備

組織、機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。

- (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とする。
- (2) 合併後、概ね 3 年を経過した時点において、適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。

- (3) 合併 10 年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、コミュニティ組織等を活用することにより、行政業務は縮減する。

3 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は 2 市 5 町の既存庁舎を有効活用する。
- (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、斐川町役場、佐田町役場、多伎町役場、湖陵町役場及び大社町役場については支所とする。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等及び議会の事務を所掌する。
- (4) 支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水路修繕など）を所掌する。また、新市が推進する 21 世紀出雲の国づくり計画の地域別整備方針に沿って、本庁と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。

なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保する。

参考資料：別紙のとおり

協議第 80 号

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に出雲市の例により統一する。

参考資料：別添のとおり

協議第 81 号

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 地域コミュニティ支援

地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。

（ 1 ）コミュニティ活動助成

自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 18 年度から事業及び活動助成制度を創設する。

（ 2 ）集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成

出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。

2 行政連絡員制度

自治委員、町内会長及び湖陵町の区長については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。

参考資料：別添のとおり

協議第 82 号

各種事務事業（保健事業関係その３）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保健事業関係その３）の取扱いについて （第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（保健事業関係その３）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 健康増進施設事業

現行のとおり新市に引継ぎ、利用促進や効率的運営については、新市において検討する。

施設利用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 基本健康診査

個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18 歳以上の者を対象に実施する。なお、選択項目については、眼底検査のみとする。

基本健康診査負担金については、医療機関への委託料の 1 割を負担することとし、国民健康保険加入者、70 歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

個別健診・集団健診それぞれの委託料については、新市において統一する。

3 肝炎ウイルス検査

40 歳以上については、個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B + C 型、B 型、C 型の選択形式により実施する。

39 歳以下の者については、出雲健康福祉センターにおいて C 型のみを実施する。

肝炎ウイルス検査負担金については、無料とする。委託料については、新市において統一する。

4 骨粗しょう症検診

集団検診により、年齢・性別の別なく希望者全員に実施する。
骨粗しょう症検診負担金については、無料とする。

5 歯周疾患検診

個別検診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検診も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。

歯周疾患検診負担金については、個別検診は医療機関への委託料の1割を負担、集団検診は無料とすることとし、いずれの場合でも国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

6 胃がん検診

X線検査については、集団検診により40歳以上の者を対象に実施する。

血液検査については、個別検診で40歳以上の者を対象に実施するが、モデル事業として1,000人限定とし抽選で実施する。

胃がん検診負担金については、X線検査、血液検査ともに医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

7 肺がん検診

集団検診により40歳以上の希望者を対象に実施する。

肺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

8 乳がん検診

触診については、集団検診により、30歳以上の女性を対象に実施する。

X線検査については、個別検診により、45歳以上の女性を対象に実施する。

乳がん検診負担金については、触診については、無料とし、X線検

査については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税 非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

9 子宮がん検診

個別健診を原則とするが地域の実情に応じて集団健診も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。

子宮がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

10 大腸がん検診

検体を医療機関へ郵送する方法により、40歳以上の者を対象に実施する。

大腸がん検診負担金については、郵送料（申し込み葉書代50円）のみの負担とする。

委託料については、新市において統一する。

11 前立腺がん検診

集団健診、個別健診併用により50歳・55歳・60歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。

前立腺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

集団・個別ごとの委託料については新市において統一する。

12 人間ドック

個別健診により、国保加入者のうち30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の者を対象に800人を限度に実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

人間ドック負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

13 脳ドック

個別健診により、国保加入者のうち 40 歳から 69 歳までの年齢の者を対象に 500 人を限度として実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

脳ドック負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

参考資料：別添のとおり

協議第 83 号

各種事務事業（病院、診療所関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（病院、診療所関係その２）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（病院、診療所関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 病院、診療所使用料・手数料

平田市立病院については、現行のとおり新市に引継ぎ、診療所については、平田市の例により統一する。

参考資料：別添のとおり

協議第 84 号

各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 障害者団体補助事業

障害者団体補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け継続して実施する。

参考資料：別添のとおり

協議第 85 号

各種事務事業（高齢者福祉関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（高齢者福祉関係その２）の取扱いについて
（第２小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（高齢者福祉関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 高齢者介護手当等支給事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、介護の社会化、介護保険サービスの定着・普及の観点から平成 16 年度をもって事業は廃止する。

参考資料：別添のとおり

協議第 86 号

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 地域子育て支援センター事業
地域の実情に合わせ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 母子家庭等入学祝金
母子家庭等に対して小中学校の入学時等に給付している入学祝金等については、新市において新たな給付基準を定めて継続実施する。

参考資料：別添のとおり

協議第 87 号

各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社会福祉協議会運営費助成

新市で統合設置される社会福祉協議会については、地域福祉の中心的役割を明確にし、事業内容に見合った運営費（人件費等）助成を合併時まで検討する。

2 社会福祉施設整備費補助事業

次の内容を基本とする要綱を新市で策定し整備費助成を行う。

《対象施設》

新市で策定する各種施設整備計画に基づき整備する社会福祉施設等

《補助内容》

新築・改築・増築

国庫補助基準額または民間補助金の補助基準額からそれぞれ国庫補助額または民間補助金額を控除した額を補助額とする。ただし、施設種別により運営費に借入金償還金財源が含まれない場合などにおいて補助金を上乗せすることができるものとする。

拡張、大規模修繕等

整備費が当該施設の年間運営費の 5 % 以上の場合に限り、その整備費から国庫等の補助金を控除した額の 1/2 を補助額とする。

参考資料：別添のとおり

協議第 88 号

各種事務事業（生涯学習関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（生涯学習関係その２）の取扱いについて
（第２小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（生涯学習関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を 1 月に開催する。

2 社会教育関係団体等への補助金

（１）青少年健全育成市民会議補助金

次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

（２）各種団体への補助（青年団体、女性団体、成人団体等）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3 公民館・コミュニティセンター

（１）施設

公民館・コミュニティセンター（以下「公民館等」という。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、斐川町中央公民館と佐田町中央公民館は文化施設として活用する。

(2) 運営

公民館等が行っている業務は、地域住民の暮らしや活動に密接し、多様な利用がされていることから、現状のとおり維持・継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。

住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は、徴収しない。

営利を目的とする行為（団体）には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

(3) 生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の間は直接執行する。

4 生涯学習関連施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 89 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その４）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その４）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（文化・スポーツ関係その４）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 スポーツ関係法人

現行の法人との関わりを維持し、新市において次の方針を踏まえた施策の整理・推進を図る。

- （１）スポーツ関係法人の果たすべき役割と活動範囲（対象地域・事業）を整理・調整する。
- （２）スポーツ振興事業の自立的な展開・体制の確立に向けた NPO 等の役割向上と活動の活性化を積極的に誘導・支援する。

2 体育諸団体（体育協会、生涯スポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部）

次の方針に基づき、新市を統括する組織の設立と円滑な運営を支援するとともに、新市統括組織の機構、役割を踏まえ、従来の地域活動が後退することがないように支援体制を維持していく。

- （１）現市町における関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、新市の統括的組織・機構の設立に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。
- （２）現市町における関係団体の現行事業の継続的展開と地域間の連携・調整による新たな事業及び交流の拡大を推進する。
- （３）新市統括組織の機構、役割を踏まえ、自立的な活動を維持・推進できる事務局人員が確保できるよう措置する。

3 体育諸団体運営費補助金

現行のとおり新市に引継ぎ、新市において次の方針に基づく新たな補助基準を設けて調整する。

- (1) 運営補助金の交付は、新市における統括団体に対して行う。
- (2) 地域におけるスポーツ事業が後退しないよう活動実績を考慮する。
- (3) 地域間・部門間の均衡を失しないよう、対象構成員規模等を考慮する。
- (4) 当該団体の組織体制並びに新市の機構・施策との関わり等を考慮する。
- (5) 新市全域を対象とする事業は、新市のスポーツ振興事業として支援する。

参考資料：別添のとおり

協議第 90 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その５）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その５）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（文化・スポーツ関係その５）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 文化施設事業

現在各施設で行っている文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合的な文化施策を検討する中で調整する。

運営形態（組織等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、そのあり方について新市において検討する。

休館日や予約方法等の運営規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

2 文化施設使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、類似施設間で相当の格差がある施設については、合併時までに調整する。

また、減免制度については、地域の教育・文化の振興に寄与する公益的団体及び事業を対象として、合併時までにその基準を調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 91 号

各種事務事業（学校教育関係その４）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（学校教育関係その４）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（学校教育関係その４）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 義務教育就学奨励事業（公立・私立）
国の補助基準に基づき、実施する。
- 2 遠距離通学対策事業
スクールバスの運行及び遠距離通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情等を考慮し、速やかに補助基準等を調整する。
盲ろう唖児児童生徒就学奨励事業については、出雲市の例により実施する。
- 3 学校用バス運行事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業（校外活動や部活動への支援）のあり方を検討する中で調整する。
- 4 各種大会参加費補助（部活動）
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度からは補助対象（対象者、対象の事業・規模・経費等）の 1/2 を補助することを基本に新たに制度化する。

参考資料：別添のとおり

協議第 92 号

各種事務事業（学校教育関係その５）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（学校教育関係その５）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（学校教育関係その５）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 幼稚園運営

公立幼稚園の運営については、3 歳児保育、預かり保育、送迎バスの運行等も含めて現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、3 歳児保育や預かり保育の実施については、子育て支援の観点から、地域的な事情や民間の保育施設との競合などの点を考慮しながら、新市に移行後できるだけ早い段階で調整するものとする。

2 幼稚園保育料・入園料

入園料は、徴収しない。

保育料は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額 6,000 円に統一する。

3 幼稚園就園奨励事業（公立・私立）

世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から新市においても事業を実施する。

事業内容については、国の基準により統一する。

なお、公立及び私立ともに同様の取り扱いとする。

4 幼児教育振興計画

新市において、幼稚園の運営方法や幼稚園と保育所のあり方も含めて検討する中で、幼児教育に関する基本的な方針を策定するものとする。

5 幼稚園施設整備計画

各市町の整備計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 93 号

各種事務事業（農林関係その５）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その５）の取扱いについて
(第 3 小委員会付託)

合併協定項目 24．各種事務事業（農林関係その５）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 農業改良普及指導事業

指導体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討する。

参考資料：別添のとおり

協議第 94 号

各種事務事業（水産関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（水産関係その２）の取扱いについて（第３小委員会付託）

合併協定項目 24．各種事務事業（水産関係事業その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 漁業関連施設整備計画
新市において２年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。
- 2 漁業関連施設整備受益者分担金
平成 16 年度は、現行のとおりとし、平成 17 年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により徴収しない。
- 3 漁業集落環境整備事業受益者分担金
漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。
- 4 漁港施設の使用料及び占用料
島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。
- 5 遊漁事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 漁業協同組合
県内の漁協一本化計画が実現できるよう調整に努める。

7 各種団体補助

現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 95 号

各種事務事業（建設関係その３）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 24 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建設関係その３）の取扱いについて

（第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（建設関係その３）については、次のとおりとする。

1 急傾斜地崩壊対策事業分担金

新市の受益者分担金については、平成 17 年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成 16 年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。

受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の 2 分の 1 とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

2 土木委員制度

新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は 3 年を 1 期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。

定数については、制度化されている 2 市 1 町は現定数を尊重することとし、未制度化の 4 町は既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時まで調整する。

報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時まで調整する。

参考資料：別添のとおり